

全国市民オンブズマン大会分科会で 地方議会改革の実効的方策を議論



仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 千葉晃平

1 9月4日(土)、全国市民オンブズ富山大会分科会として議会改革シンポジウム「市民が足を運ぶ、議員が足を運ぶ、議会が変わる いまこそ議会改革へ!その実効的方策と『次の一手』を考える!!」が開催されました。

2 地方分権が叫ばれ、地方議会の重要性は高まるなか、なぜ、地方議会改革が進まないのか。市民の常識から遠く離れた政務調査費、費用弁償等々の実態はじめ、民意実現・行政監視といった議会の本来の役割が実現されないのはどこに原因があるのか。本シンポジウムは、その問題点・原因を探り、議会改革のための具体的『次の一手』を考えるべく、野呂圭前事務局長のもと仙台で企画・運営しました。

3 中尾修氏講演～基調報告(1)

中尾修氏は、北海道栗山町議会事務局長として「議会基本条例」の発案から成立に中心にかかわられ、現在、東京財団研究員にあられます。中尾氏には、その経験から『議会内部からの改革アプローチ』として報告いただきました。栗山町議会基本条例制定の過程のお話はもとより、「選挙で選ばれたあとは市民の皆さんも監視機能はゼロになって

いるのではないか」「議員個人の活動はいわばゴルフ・個人競技、しかし議会の活動はサッカー・チームプレー、ここが正しく理解されていない議員も少なくない」「1年の予算を見たらダメで、その議会が長期ビジョンで、長期行政計画を見据えて予算、決算をしているかどうかなんです」「議会報告会なり、意見交換会なりが有意義である」などとの示唆にともお話をいただきました。

3 赤倉昭男氏、小野寺信一氏報告～基調報告(2)

赤倉昭男氏(相模原市議会をよくなる会代表)と仙台の小野寺信一先生(議会ウォッチャー・仙台世話人)から、市民による議会監視の実体験に基



No.33 / 2010年12月15日(水)

発行

仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://sendai-ombuds.net/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com

づいた『議会外部からの改革アプローチ』を報告いただきました。

4 『次の一手』～双方向の、継続的調査と監視

基調報告の後、会場からの質問も交えたパネルディスカッションが行われました。詳細は別途発行予定の報告書に譲りますが、「我々の活動というのは、一に調査、二に調査、三、四がなくて五に調査ではなかったかなと。調査によって暴き出した事実を突きつけるということが我々の唯一の武器だったのではないかと思います。この調査があればあの巨大な議会と十分に戦え、競争相手になるのではないかという実感を持ちました。」(小野寺先生)、「僕はやはりこの運動を通じて一番大事なのは傍聴だと思えます。我々の活動の原点は傍聴です。」(赤倉氏)、「議会は市民と意見交換をする機会をぜひ機関としてやれよと。どこ



の議会もやれよということをお願いしたい。」「先ほどの長期計画のことでお話をさせていただきます。選挙のマニフェストと長期ビジョンとをリンクさせる制度を早く作って、そしてその議決に持ち込む。」(中尾氏)との発言・提案から、『次の一手』が見えてきたことと思います。

5 会場も満席で、2時間半を超える熱気溢れる分科会でした。この成果を生かすべく、近々報告書を発行しますので、是非、ご活用下さい。

平成20年度仙台市議会政務調査費提訴、制度改革について議長へ申し入れ

仙台市民オンブズマン代表 十 河 弘
弁 護 士

1 住民訴訟を提起

仙台市議会の平成20年度の政務調査費について、本年6月25日、仙台地裁に住民訴訟を提起しました(返還を求めた会派と金額は下記のとおり)。提訴に至る経過については、会報No.32、2頁をご覧ください。

改革ネット・自民	1131万6297円
民主クラブ	272万4669円
きぼう	22万0526円
公明仙台市議団	567万1986円
社民党仙台市議団	96万2102円

返還請求理由の1つ目は、調査研究費として宿泊つきの出張をした際に、実費を超える「定額」を受領している点です。政務調査費は、実費を税金から支出するものですから、実費を超えることは許されません。本来であれば、出張者はかかった実費の領収書を添付すべきです。ところが、出張者はこれを一切添付せず、「旅費規程」(グリー



ン車料金OK、東京1泊なら1万6500円OKなど)に基づいて計算した金額を受領しているのです。近年の旅費の割引実態からすると、明らかにもらいすぎです。

2つ目は、ある活動が政務調査活動、議員活動、政治活動等の面がある場合、全額を政務調査費(税金)から出すべきではなく、原則半額にとどめるべきです。ところが、多くの会派や議員はそれを無視して半額以上を計上していたのです。そこで、半額を超える部分の返還を求めています。

本年12月6日時点で、改革ネット・自民以外の

会派は訴訟に補助参加してきました。今後、上記の点を中心に論争がなされると思われます。

2 庄子晋議員の不正（詳細は本号3～4頁、鶴見弁護士の報告参照）

上記監査請求の過程で、庄子晋議員が政務調査費を個人的なものにつぎ込んでいたことが判明しました。そこで、オンブズマンは同議員に対して、本年7月30日、過去7年分の不正支出を指摘して監査請求をしました。監査委員は時効にかかった分を除き全額を違法と認めて庄子晋議員に1010万5000円の返還を勧告しました。同議員の所属会派は長年にわたって不正を容認し、市議会もこれを放置していたことが改めて明白となりました。

3 市議会議長への申し入れ

市議会は現在も1円以上の領収書添付を義務づけておらず、平成23年5月からやっとこれを義務づけることとしています。施行の引き延ばしとの批判は免れませんし、使途基準も不明確ではなはだ不十分です。このような市議会の体質が庄子晋議員の事件を招いたものです。そこで、オンブズマンは、仙台市議会の政務調査費制度そのものに問題があると考え、本年10月6日、市議会議長に以下の申し入れをしました。

・宮城県議会「政務調査費の手引き」に準じた明確で適正かつ詳細な政務調査費使途基準・手引きを策定すること。

・その基準・手引きにもとづき、厳格な支出手続を速やかに開始すること。

4 議会改革検討会議の答申

本年11月30日、市議会の議会改革検討会議は、重い腰を上げ、政務調査費制度を改革し、海外視察を廃止すべきとする答申書を市議会議長に提出しました。やっと具体的改革のスタートとなりました。遅きに失したものですが、上記申し入れの趣旨が反映された内容となるのかどうか、オンブズマンとしても厳しく監視していきたいと思っています。



庄子晋仙台市議に関する監査請求、1000万円余の返還請求を勧告

仙台市民オンブズマン 鶴見 聡 志
弁 護 士

1 庄子議員（会派）に1010万5000円もの返還勧告

仙台市監査委員は、オンブズマンによる平成22年7月30日付の監査請求に対し、庄子晋議員の平成13年度から19年度の政務調査費支出について全額を違法と認定し、1010万5000円について庄子議員が所属してきた会派から返還を求めよう仙台市に勧告しました。なお、時効にかかった分を含めると上記年度間において、約2800万円が違法な支出であると認定されたのです。

2 庄子議員による違法な政務調査費支出の判明

庄子議員による政務調査費の違法支出は、先に

行った仙台市議会議員の政務調査費支出（平成20年度）の監査請求の際に判明しました。監査委員の監査手法が議員の広範な裁量を認めて議員のお手盛りを許容してきたことは問題ですが、その監査委員ですら、庄子議員が自己の関与するNPO法人の経



費等に流用した調査研究費等の支出約373万円につき、違法と認定せざるを得なかったのです。

3 庄子議員に対する住民監査請求

この監査結果を踏まえて、オンブズマンは、庄子議員の関与するNPO法人が設立された平成13年度以降の政務調査費の私的流用が強く疑われたことから、同年度以降に支出された政務調査費全額の返還を求める住民監査請求を行ったのです。庄子議員は、監査委員に対し、毎年自己が関与するNPO法人の活動経費に全て充てていることを認め、マスコミに対しては地域振興のために使用した旨の弁解をしていました。しかし、同NPO



法人の主な実施事業は、少年サッカー大会等であり、そもそも市政と何ら関連性を有するものではありませんし、自己が関与するNPO法人に毎年400万円

前後の金員を支出することは、お手盛り以外の何物でもありません。

4 監査委員による違法性の認定

監査委員は、庄子議員による政務調査費の支出全額について、政務調査費本来の目的に反するものといわざるを得ないとして、冒頭に記載したとおりの認定及び勧告を行いました。もっとも、監査委員は、平成17年度8月以前分については、時効を理由に返還の勧告を行いませんでした。そのため実際に私的流用された税金のうち、約1800万円もの税金が返還されずに費消されたこととなります。

5 庄子議員は、返還勧告のあった1000万円余りの金員のうち、平成17年度分の193万円を今年10月に返還し、残りの額については、11月以降来年4月まで6回で分割払による返還を行う意向ですので、今後の同議員による返還状況を見守って行く必要があります。また、今回の私的流用は、庄子議員個人の問題ではなく、会派、議長による政務調査費支出のチェック体制の杜撰さが露呈した結果に過ぎません。仙台市議会もようやく議会改革に乗り出しましたが、今後第2、第3の庄子議員が出ないよう改革の進展を厳しく見守っていきます。

議会費用弁償訴訟 ～相次いで棄却判決～

仙台市民オンブズマン事務局次長 原田 憲
弁 護 士

宮城県議会と仙台市議会の費用弁償返還請求訴訟は、11月に判決がありましたのでご報告いたします。

オンブズマンは、この訴訟の中で議員に議会出席の度に支払われている費用弁償が著しく高額であり、議会出席の費用実費としての実態を有していないことを再三主張し、これを明らかにするため、宮城県議会議員と仙台市議会議員に対する書面による証人尋問を申立て、全議員に対し、議会出席に要している費用についての回答を求めました。



そして、議員から得た回答を集計したところ、実費の支給金額に占める割合は、宮城県議会では約2割、仙台市議会では約1割に満たず、その差額が議員に利得されていることが明らかになりました。

しかし、仙台地裁の判決は、札幌市議会の費用弁償に関する最高裁判決（平成21年3月30日）の



論理をそのまま採用し、オンブズマンの主張を退けました。判決の論理とは、議員活動には調査準備などのために様々な費用を要することが想定され、他の自治体と比較してそれほど高額ではないから裁量の範囲内であるとするものです。

議会出席の際に生じる費用とは交通費程度です。議員の調査活動等に対しては政務調査費が支給されており、その他に費用弁償を支給する必要も無く、調査活動等のために費用弁償が充てられているという事実もありません。判決の論理は甚だ不合理であると言えます。

判決の採用している議会裁量論は市民の常識に反するものであり、また、費用弁償を廃止に至った自治体も少なくない中で、仙台市は未だに日額5000円の支給を続けていることも考慮して、オンブズマンとしては、引き続き控訴審で争っていくことになりました。

「検察の在り方検討会議」に対する申し入れ

仙台市民オンブズマン 弁護士 坂野 智 憲

大阪地検の元検事が証拠隠滅罪で逮捕・起訴された上、大阪地検特捜部の部長・副部長までもが犯人隠避罪で逮捕・起訴されるという前代未聞の事態を踏まえ「検察の在り方検討会議」設置された。第一回会議において吉永委員は「今回は、本当に長い間かかって内部に巣くっていた病巣が、ついに外にまで出てしまった状況なんじゃないか

というふうには捉えております。ですから、検察の歴史を遡ってどこで間違ったのかとか、どこで最初の病巣ができたのかまでたどっていかないと根絶することができない。なぜかとも自浄作用が効かなかったのか。これは組織の問題、体質の問題、人の問題、それからもしかしたら評価制度の問題、そういう中に病巣を育てたおごりや特権意識を生んだ原因が潜んでいるのだと思います。」と指摘した。この指摘はもっともであり、単に特捜部の存廃や捜査の在り方にとどまらず検察の歴史に遡った抜本的検討がなされる必要がある。その上で欠かせないのは調査活動費を使った検察裏金問題の解明である。

仙台市民オンブズマンは、かつて仙台高検及び仙台地検の平成10年度調査活動費について情報公開訴訟を提訴した。調査活動費の推移を見ると高検は10年度960万円が12年度297万に、地検は10年度840万円が12年度346万円に激減していた。検察庁全体では平成10年度約5億9000万円だったのが平成13年度には約1億7000万に激減していた。仙台地裁は「少なくとも昭和58年から平成5年にかけて、仙台高検の調査活動費に関して、本来協力者が作成すべき領収書が偽造されていたことが認められ、あえて偽造までしていることからして、調査活動費が何らかの不正な使途に流用されていたものと推認される」として、「これらによれば仙台高検の調査活動費について、平成5年頃までに少なくともその一部が不正に流用されていた事実は認められ」と判示し検察庁の調査活動費不正流用の事実を認めた。

検察の裏金がいつから存在したのか不明だが、昭和58年以降だけでも平成10年までの15年間で90億円近い金額になる。そのほとんどが検察幹部の遊興費や内部の飲み会に費消されていた。外部の監視の欠如は、検察の特権意識と公金意識の希薄化をもたらし、ついには長年にわたる巨額裏金の私的流用にまで至った。検察裏金の闇を解明しない限り検察の再生及び国民の信頼回復はないと言わなければならない。オンブズマンは12月7日に「検察の在り方検討会議」に対し、検察裏金問題の徹底解明を求める申し入れを行った。